

近江八幡市通学路交通安全プログラム  
～通学路の安全確保に関する取組方針～

平成 3 0 年 1 0 月

近江八幡市通学路安全推進会議

## 1. プログラムの目的

平成24年4月以降、全国各地で登下校中の児童の列に自動車が飛び込み、死傷者が多数発生する事故が全国で相次いで発生しました。このことから、同年5月に文部科学省・国土交通省・警察庁の3省庁連名で通学路の緊急合同点検の実施及び安全な通学路の確保に向けた取組を行うよう通達があり、近江八幡市においても同年7月に学校、警察署、道路管理者、教育委員会等による緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議し、危険箇所修繕などの対応を行いました。

その後も毎年合同点検を実施し安全対策を行ってききましたが、引き続きより効果的な通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび「近江八幡市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「近江八幡市通学路安全推進会議」を設置しました。

### (1) 推進会議組織

- ・近江八幡市教育委員会事務局学校教育課
- ・近江八幡市都市整備部土木課
- ・近江八幡市市民部人権・市民生活課
- ・東近江土木事務所道路計画課
- ・近江八幡警察署交通課
- ・おうみ通学路交通アドバイザー

### (2) 推進会議の役割

- ・「近江八幡市通学路交通安全プログラム」の策定及び改定
- ・合同点検の実施
- ・対応策の協議・検討
- ・対応策の実施状況確認

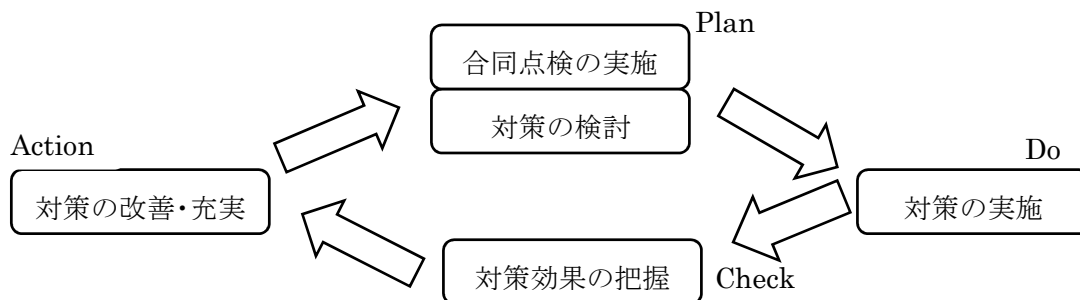
## 3. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、毎年合同点検を実施し、その対策実施後の効果の検証を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

## 《通学路安全確保のためのP D C Aサイクル》



### (2) 定期的な合同点検

#### ■合同点検の実施方法等

- ・市内を4地区（中学校区）に分け、毎年1回、6～7月を目途に実施します。
- ・合同点検までに、おうみ通学路アドバイザーを中心に、各小学校ごとに通学路の危険箇所について情報収集を行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、推進会議において重点課題を設定し、合同点検を実施します。

#### ■合同点検の体制

- ・小学校区ごとに、推進会議のメンバーで実施しますが、必要に応じ、学校、P T A、自治会等にも参加いただき合同点検を行います。

### (3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

### (4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

### (5) 対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか把握するための手法を検討し、対策効果の把握に努めます。

### (6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4. 対策一覧表、対策の公表

合同点検の結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。